

平成27年度
第4回南相馬市除染推進委員会
会 議 録

南相馬市除染推進委員会



平成27年度 第4回 南相馬市除染推進委員会 会議録

会議の名称	第4回 南相馬市除染推進委員会				
開催日時	平成28年2月15日(月) 13時00分開会・15時30分閉会				
開催場所	南相馬市役所4階 議員控室				
議長	児玉 龍彦				
出席状況 委員8名 環境省4名 事務局8名 計20名 凡例 ○ 出席 一 欠席	区分	所属	役職	氏名	出欠
	委員	東京大学	アイソトープ総合センター長	児玉 龍彦	○
		東京大学	大学院農学生命科学研究科 生物・環境工学専攻 農業環境工学研究室 教授	塩沢 昌	○
		日本原子力研究 開発機構	福島研究開発部門 福島環境安全センター 特任参与	石田順一郎	—
		日本原子力学会	福島特別プロジェクト代表 (クリーンナップ分科会)	井上 正	○
		農業・食品産業技 術総合研究機構	本部震災復興研究統括監	天野 雅猛	○
		南相馬市	復興企画部長	安部 克己	○
		南相馬市	総務部長	渡部 克啓	○
		南相馬市	経済部長	藤田 幸一	○
		南相馬市	市民生活部長	渡辺 昌徳	○

会議前、午前11時から、小高区の居住制限区域でフォローアップ除染が行われた宅地2画地の現地調査を実施。

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員長あいさつ

南相馬市の除染の推進も重要な時期に差し掛かってきた。強制的に避難させられている状況から、一定の除染の進捗を背景に、どのように環境回復と地域

の復興進めていくかが問題になってくる。本当に大事なものは、地域の復興と環境回復であり、そのステップとして解除がある。楢葉町では避難指示が解除されたが、戻られた住民は5%である。解除になれば、全てが終わり、賠償打ち切りという議論がいかにも間違いであるかということがはっきりした。

それに加え、中間貯蔵施設の整備の遅れと、仮置場の延長が深刻な問題になっている。除染の進捗や森林の除染を考えると、膨大な除去物が出るが、それに対する道筋が整っていないと、除染が進められないということになりかねない。その件については、この3月から4月にかけて、注目すべき事として、飯館村で土壌からセシウムを取り除いて、リサイクルするという施設が動き出そうとしている。中間貯蔵施設の今の地権者との交渉状況を見ると、中間貯蔵施設の整備は簡単には進まないように思われる。本会でも、今後、市の除去物をどうすべきかという議論を進める必要がある。

また、2013年に福島第1原発廃炉作業によるダスト飛散問題があったが、あの教訓が十分に活かされていないのではないかと。私が参加する浪江町の除染検証委員会では、原子力規制庁の職員が、「私どもは住民への通報に責任がない」という発言をした。これでは事故前と全く同じ。私は、南相馬市の農業再生協議会に出席し、農家が農業を再開するのにどれだけ放射性物質の追加飛散について慎重に対応していかないといけないかということ、胸に沁みる思いで聞いた。しかし、現在の原子力規制庁が、ダスト飛散問題やその他を、全く正面から見ていない。この状況を一刻も早く是正することが、住民が帰還する上での、イロハのイである。例えば、15分間サイレンが鳴って、原発の中で作業員が退避する中、原発の外では、農家が普通に農作業をやっていたということが、2013年に起きた。そのことに対して、原子力規制庁や規制委員会が全く反省していない。本委員会でも原子力規制委員会に質問書を出したが、そうしたことが、何を提起しているか分かっておらず、規制委員会からは、無責任な回答を頂いた。これは、本当に深刻な事態だと思う。原子力規制庁、規制委員会は、もっと住民の方を向かなければならない。原発事故の時の最大の教訓は、当時の原子力安全・保安院が、原子炉の中ばかりを見ていて、周りの住民のことを見ようとしなかったこと。そのために様々な問題が拡大されてしまった。今の原子力規制庁、規制委員会にも、住民に向き合うように変えていってほしい。

もう1つは、原子力災害対策本部のことになるが、環境省との関係や、森林の除染に関する評価の問題、期間困難区域の除染に関する消極的な姿勢が未だに続いている。最近、丸川環境大臣の発言（年間1mSvの根拠が無い）が国会の中で問題になった。これは論外である。また、環境省の専門家委員会に、本当の福島の実情を知っている方が1人もいないという非常に深刻な問題がある。

この専門家委員会の議論に、被災自治体の意見が反映されておらず、専門家委員会の示す方針が、いつも、除染や住民の帰還に対してブレーキを踏むようなものになっている。福島県知事もその方針を見て、すぐ抗議に行かれたと聞いている。被災自治体と全く隔絶して、霞ヶ関のいわゆる専門家委員会と称する会が、いったい誰が責任を負って、どのような専門性をもって、やっているのかも分からないところで、議論が行われていく仕組みは、早急に変えなければならない。環境省の専門家委員会の仕組みは全くおかしい。そのため、福島県環境省の方が苦勞され、除染をやっても、本当に効果を上げたり、環境回復に向かう様なものになりきらない。これからの作業は、もっと、住民のための、地元自治体の意見を反映した施策にすることが、非常に大事である。その上で、除染を積極的に進め、環境回復していくこと、国、県、市町村、そして住民の努力が合わさっていく仕組みにすることが必要である。

今日の議論は、除染のことを中心に議論していく。

4. 出席者紹介・資料の確認

除染対策課長より出席者紹介と資料の確認。

環境省福島環境再生事務所 除染第一課長 加藤様、同課 野口様、福島環境再生事務所 浜通り北支所長 狩俣様、同支所 太田様。また、本日、市長と副市長にもご出席いただいておりますが、市長におかれましては、途中、しばらくの退席と、また、3時で退席されることをご了解いただきたい。

5. 出席委員の報告・会期の決定・会議録署名委員の指名

欠席者は、石田委員。会期は、本日1日。会議録署名委員は、塩沢委員と渡辺委員に願います。書記は事務局の門馬主事に願います。

6. 議事

(1) 南相馬市における除染の実施状況について（環境省）

環境省：加藤課長より資料に基づき説明

（委員長）

只今の説明に対し、委員から質問はあるか。

（井上委員）

農地の土壌分析の結果について、金谷では、深さ方向に対して減っていないが、耕起してあるのか。

（加藤課長）

剥ぎ取りし、客土の後に地力回復剤を入れ、2回耕起している。耕土厚が厚

い所には、深くロータリーを入れ、よく攪拌できている。薄いところは、中々、下まで混ざりきらないところがある。

(井上委員)

通常、セシウムは、だいたい地表から5 cmから10 cmの層にほとんど90%以上あると言われている。それと違う結果だったので、表面のセシウムが移動していったのか気になった。

(環境省：加藤課長)

基本的には、表面から5 cmを剥げば、だいたいのセシウムを取ることができるといふ知見となっている。

(井上委員)

この数値は、移動したものではなく、耕起した結果か。

(加藤課長)

そのとおり。

(塩沢委員)

川房では、反転耕しているのではないか。

(加藤課長)

今回は、たまたまだと思う。南相馬市では、反転耕できるところがあまりないという調査結果が出ている。深耕を二回かけた結果、上と下がちょうど逆転したような結果になるところがある。

(井上委員)

セシウムが移動していないということが確認できたので、結構だ。

もう1点は、午前中に現地調査したところで、除染は丁寧に実施されていると思ったが、現在1,600世帯ほど準備宿泊の届出があるとのことだが、自分の屋敷は除染されて、線量低減されているが、すぐ隣に未除染の山や農地がある。そういうところに住民が戻るにあたり、除染を実施したところと未除染のところの情報を出す必要があるのではないか。

(加藤課長)

ご指摘のとおり。今月、復興庁と農林水産省と環境省で山林の除染や再生を国としてどのように進めていくかという検討が始まった。3月にその施策のパッケージがまとまる。もう1つは、原子力規制庁がそういうマップ作りを支援している。そういうものと組み合わせて、住民の方に、どこの線量が高いのかをお知らせする必要があると感じている。

(井上委員)

原子力規制庁がやっているのは、大雑把なものだと思う。

(加藤課長)

航空機モニタリングのほかに、市全体のものを改めてマップ化することもや

っている。また、檜葉町においては、除染のフォローアップという事で、環境省で相談窓口を設け、解除後も引き続き相談を頂いて、気になるところがあれば、我々が現地に行って調査をしている。南相馬市でも同様の取り組みが必要だと思っている。住民の方に個人的に安心していただけるよう、きめ細かく対応していく事が私どもの役割だと思っている。

(児玉委員長)

今、政府全体で、森林の除染の仕組みを考えているということだが、最初の開会の挨拶でも申し上げましたが、地元自治体や住民の意見を聞かないで、中央の省庁だけ集まって議論しても、あまりフィードバックがかからない現実感の乏しいものになってしまうのではないかと。檜葉町の話のように住民が生活圏の中で必要なポイントを取り上げるのはとてもいいことだと思う。これだけの事故の後なので、政策形成にあたり住民の意見を反映する仕組みを考える必要があるのではないかと。森林は非常に多様性があり、一律でやってしまうのは難しいのではないかと。そこで、地元が何を望んでいるかが最も大事だと思う。森林といっても、自宅の隣のイグネと水源の涵養地などでは、違ったアプローチの仕方がある。本当に住民のための復興になるように、最初の仕組みの検討から考えなければいけない。

環境回復検討会がなぜ失敗し続けているか。毎回ブレーキをかけるような議論しかしていない。専門家委員会の座長は東京大学の名誉教授で、私も良く知っている方だが、福島のことも放射能のことも良く知らない方であり、これでは、とても無理である。もっと現実感を持って、現実の対応をやっていくように仕組み自体を変えていかなければならない。これは市から訴えていかなければいけない。環境省の専門家委員会は、毎回何も検討しないで、出てきたものを見て、やらない方がいいという結論しか出せないような情け無い委員会である。本当の専門家がいらないからアイデアが出てこない。全く同じ問題が、放射線審議委員会が米の全袋検査など出来ないと言っていたが、我々が協力して、直ぐに検査機を作って、全量検査が出来たということがあった。それ以降、放射線審議委員会はあまり開かれていない。

中央省庁が東京のロジックで考えているだけでは問題解決は難しい。福島の現実を知って、福島の復興のために何が必要か、森林とか帰還については、特に地元の方が帰還や復興のための何が必要かというところから優先順位を決めていくというやり方が必要ではないか。

土壌の話に戻したい。

(塩沢委員)

かなり丁寧に除染されていて、線量も低減している。課題ははっきりしている。宅地の空間線量を下げるためには、宅地の周囲、隣地の堆積物を除去して

もほとんど効果がない。今は堆積物に放射性物質が含まれていない。今は土壌に移行している。前から言っているが、土壌除去か、それが難しければ、客土だけでも効果があるはず。

(加藤課長)

まず、委員長からご指摘いただいた点については、私どもからも、既に本省には伝えており、福島復興局が、県や市町村や住民の話を伺っている状況である。今回のタスクフォースは、学識者ではなく、大臣級の会合であり、パッケージとして、地元の意見を聞いて迅速に進めると聞いている。

(児玉委員長)

森林の除染を進めるには、土壌や廃棄物のリサイクル等について、かなり専門的・高度な知識が要る面があると思っている。環境を事故前に戻すという目標を達成するためには、新しい要素を含め必要だと思っている。そのためには、徹底した現場主義でやっていくこと。もう一つは、最新鋭の知識を持ってやっていくことがとても大事だと思う。そういう枠組みになるように変えていかないと、本当の福島の復興は無い。避難指示の解除や法律の書き換えは出来るかもしれないが、それで住民が戻るか、地域が復興するかは全く別問題になる。

(加藤課長)

私どもはエージェンシーであって、現場主義には自信はあるが、新たな知見となると、本省の担当となる。委員長のお話は、本省に申し伝える。

塩沢委員からお話のあった宅地周りの森林については、本日の視察と指摘を踏まえ、どのような追加的な対応ができるか検討させていただく。

(児玉委員長)

1つの大きな国家プロジェクトとして始まってマニュアル等が決まると、それが実情と合わなくなってきても、そのまま膨大な予算と労力がそこに使われるが、本当に効果があるか、住民のためになっているかを絶えず検証していくサイクルが大事。そこを何とか軌道に乗せていきたい。

また、解除問題が前提になるのがおかしい。本当の復興に向けての作業の中で、例えば、5年間人が住んでいない家に戻るとなると、改築か建て直す必要があると思うが、解除前に普通のハウスメーカーが避難指示区域内に入れるのか。

(※市長が一時退席)

(加藤課長)

法律上規制は無いが、各社、自主基準で、解除前は入らないというのが実情のようだ。

(児玉委員長)

解除されても、家が直っていない、上下水道は使えない、交通機関が無いで

は、意味が無い。

(加藤課長)

例えば、檜葉町では、内閣府の支援チームが福島県と組んで、マッチングのスキームを立ち上げており、それを順次、他の市町村にも適用していくかを検討する予定と聞いている。

(児玉委員長)

解除と賠償打切りがリンクしている部分があり、生活基盤が元に戻っていないのに賠償が打ち切られることになる。これでは住民は非常に困る。解除は賠償と切り離す必要がある。

もう一度除染の話に戻したい。本委員会としては、生活基盤と除染の関係は、まだ検討するところがあると思っている。今日は、放射線防護の話に限定するが、何れ放射線防護と生活基盤の問題について検討したい。

(加藤課長)

環境省の範囲は超えるが、事実関係だけ申しますと、文科省の現陪審では、精神的賠償については、解除後1年間となっていました。今は、解除の時期に拘らず、30年3月まで賠償されることになっており、解除の時期と賠償は切り離されている。

(児玉委員長)

了解した。もう1つは、解除と住宅修繕の問題で、解除が先か、修繕が先かという問題をどうするか。副市長はどのように考えておられるか。

(副市長)

先程、加藤課長からお話のあったタスクフォースも同じだが、原子力災害現地対策本部で、高木経済産業副大臣が本部長として、総合調整をやられている。除染のアプローチを、市民目線をどうするかということを出したり、檜葉町の例でも、地元で復興プロセスをどう進めるのか、除染と復興事業と共に、生活再建をどう進めるかを、地元に入って、環境省と円卓会議みたいなものを作って、継続的な生活再建をどうやっていくべきか検討してきているので、その中で、賠償は、行政処分に対する裏返しというもので、どうしてもそこに縛られるものではあるが、それ以外の面で、継続的な環境回復や市民目線の生活圏の再構をどうやっていくかに議論が移りつつあるので、そういう動きを、市も積極的にしていくことが必要だと思う。

(児玉委員長)

除染推進委員会は、あくまで、地域の復興のために除染を進めるという立場で、住民の応援団のつもりでやりたいと思っているので、市や住民の要望が何かということで、我々の専門的知識の出し方も変わってくる。あくまでも、住民の意向に沿う形で進めたい。これまで関わってきた中で、住民の意向は、事

故前の環境に戻してもらいたいというものだと思う。除染でどこまで線量を下げるか、数値をどこで切るかという議論がなされているが、専門家からすると、この時期にはこの辺だが、この時期にはもっと低くというロードマップのようなものが必要と考える。

今日、午前中に調査したところで、玄関先でも $1\mu\text{Sv/h}$ 超で、少し林の方だと $3\mu\text{Sv/h}$ 。除染前に一番高かったところで、 $100\mu\text{Sv/h}$ あったところが、除染して $1\mu\text{Sv/h}$ になった所もあるが、一方で、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下にするという目標でやっている所もあるわけで、住民からすると不公平感は否めないという問題がある。

専門家の委員会として困ってしまうのは、専門家委員会の意見としては、事故前の状態に戻るまで除染をすべきだということになるが、後は、住民の意向や復興のロードマップに従って、その中で、専門家委員会が答申してということになる。その摺合せ、今日全てを取り上げるのは難しいかもしれないが、報告書を仕上げていく中では、鍵となる問題だと思う。1件ずつ違うものは、1件ずつ違った対応で、最後まできれいにしていくことを被害者は求めようし、放射線防護としても、1件ずつ答えていくことが基本になる。今日議論する報告書については、そういう全体の中で、当面はこういうところがポイントだということで、一定の報告書を出すということで、ご理解いただくしかないと考える。

(天野委員)

委員長が言われたように、最終のものと、そうでないものがあるので、今回は、一定のものをまとめて、南相馬市で解除を考える上で参考になるものになれば良いと思う。

(井上委員)

先程、委員長が言われたとおり、議論する上では、現場が分かっている人がいることが大事だと思う。

(児玉委員長)

今の段階でまとめるものが結論ではなくて、今日の議論として、今の段階でバラつきがあるので、このレベルで皆我慢しなさいというのではなく、この段階でこういう現象であるということで、次に進む道を考えていくための議論の取りまとめをしたいという提案だが、いかがか。

(安部委員)

委員長の意見に賛成。現状の評価と今後の取り組みがきちんとなされるような形でまとめるのが良いと思う。

(渡部委員)

今、解除に反対されている方については、賠償の問題が非常に大きい。財物

賠償の問題が解決されれば、解除されても構わないという方が多い。放射線防護関係については、委員長の意見に賛成。

(渡辺委員)

委員長の意見に賛成。住民の意見は様々で、事故前の環境に戻すというのは、究極の形だと思うが、その過程の中で、現状を捉えて、どう進めていくかという方向を確認いただくということが必要だと思う。

(藤田委員)

現実的なこととして、報告書(案)にもあるとおり、宅地近隣森林の数値が2割程度しか下がっていない。塩沢委員が前々から言われているとおり、環境省も試験をやっているが、客土をできるスキームを作っただき、住民に納得してもらうことが大切だ。除染は住民が帰還する上での1つのスキームなので、それを着実に進めてもらいたい。これからも本会で住民の立場に立った提言をしていきたい。

(2) 除染特別地域における除染の効果の検証について

事務局：安部主査より資料に基づき説明

(児玉委員長)

宅地の線量の高い箇所は、まさに森林・屋敷林際である。ところが、このことに関して、除染のマニュアルで対応できていない。環境省の専門家委員会には専門家がいらない。現地を知らない。そこで方針が検討・公表され、その内容を知った福島県知事がびっくりして、環境省本省に要望書を出しに行くということになった。

塩沢委員が前々から言ってきたように、森林部分は土を剥いで客土しないと線量が下がらないということが、多くの人々の共通認識になってきた。そういうふうに変える動きがないと、本当に住民が戻って暮らせない。どうしたらいいか。

(渡部委員)

以前、高木原子力災害現地対策本部長が来市した際、屋敷林についてもきちんと除染をやると約束していったが、その後、実際にどうやっていくのかが示されていない。

(児玉委員長)

今の財政の仕組み上、市の金でやることはできないか。市で借金するとか。

(渡部委員)

市の財源では無理である。

(加藤課長)

環境回復検討会で議論されているのは、いわゆるエリアCで、今日の午前中

の現地調査の家の近くではなく、林縁20m以遠の、今、除染の手が入っていない所をどうするかという議論である。

(児玉委員長)

私が申し上げているのは、環境省の専門家委員会は、もう論外。専門家がない。現地を知らない。放射線・除染の専門家もいない。そこが議論する仕組みでは、無理だということ。

(加藤課長)

居住制限区域については、さらに追加的な対応をするというのは・・・

(児玉委員長)

それを言う前に、例えば、マニュアルなどが決まっても、その後、環境省の専門家委員会が改良したということがない。現実の作業の中で、いろいろ問題が出てくるが、専門家委員会は、毎回ブレーキを踏んで邪魔をしている。この仕組みがおかしい。環境省の現場の方も、市町村の方も困っているのに、それとは全然関係なく東京で専門家委員会を開いて方針を出しているという、おかしな事になっている。ここにきて、それが目に見えてきている。除染を推進する上で、その仕組みが鍵になる。除染のルールを決める上で、当事者の意見が全然反映されていない。専門家の意見も反映されないで、全然専門違いの東大の名誉教授とかが集まって議論して、そこで決まったことが専門的知見を集めた方針となってしまうという仕組みを変えていかないと、非常に無駄なことをやってしまう。国の仕組みとしてどうなのか。我々専門家の集まった本委員会と比べると、除染や環境回復を前向きに進めるのではなく、これはやらない、あれはダメという非常にレベルの低い最悪の議論になっている。大臣や省庁としては、やるというお話がなかなか実行されなかったり、県知事の考えと全然別のレベルで議論されてしまう仕組み自体が、住民の帰還に対し、ボトルネックになってしまう。これまで除染推進委員会で、環境省の対応をずっと見てきた中で、このことは指摘しておきたい。

環境省の専門家委員会の中に、現場を知っていたり、新しい技術や最新の環境技術を知っている人がいないということは、とても深刻な問題だ。例えば、森林の除染を進めると、放射性廃棄物がたくさん出るので、それをどうすべきかという議論が出てこないとおかしいのですが、中間貯蔵施設の議論を見ても、30年で福島県外に持ち出すということにしても、ベスト・アンド・ブライテストな専門家を集めているとは思われないのが、事故以来ずっと続いている。

今回は避難指示解除のことを議論する回なので、廃棄物のことは次回以降にきちんと議論していきたい。そうしないと、市でも困ってしまう。仮置場用地の借地契約をしても、中間貯蔵施設へ除去物を運び出すのがいつになるのか、アドバルーンみたいに1%か2%運ぶのに、マスコミで大きく報じられたが、

その後、続けて運べるかということ、用地確保もほとんど出来ていない。専門家委員会では、直ぐにどうするか検討もしないで、いつも空論みたいな案が出され、それをそのまま承認するだけで、住民のための議論がされていない。本会の塩沢委員がおっしゃっているように、必要なことは分かっている。それが対応されるようにならないという仕組みを変えていく必要がある。

それがないと、本会としても、いろいろ答申を出しても、それが実行されるようにならない。環境省の専門家委員会は、住民の希望どおり事故前の環境に近づくのではなく、それとは全く違う結論ばかり次々に出されている。非常におかしい委員会になっている。その委員会に、環境省や政府が引きずられてしまうこと自体がおかしい。どうも事故前の古い仕組みに戻ってきている。ここをどう変えていくかが問題だ。

(塩沢委員)

今日現地調査した2件目の家の北側の線量は、住宅から何メートルも離れた森林の影響ではない。数メートル離れたイグネの土の堆積物を除去しているので、あたかも除染されたかのように見えるが、高さ1cmで3 μ Sv/hもあった。住宅地の高さ1cmでは、1 μ Sv/hの単位面積当たりのベクレルだと10倍位違うはず。それは、我々の感覚からすると、土を除去するなり、客土するだけでも遮蔽されるので、すぐにできると思うが、なぜできないのか。

(加藤課長)

塩沢委員にはご理解いただいているとは存じますが、今日の宅地周りの所については、フォローアップ除染というスキームの中で、個別に対応させていただきたい。これは、環境回復検討会でも、そういう結論になっています。森林の未除染の林縁から20m以遠の所をどうするかという話が、先程ご議論いただいた話であり、これを分けて考える必要があることをご理解いただきたい。

(児玉委員長)

今日調査した2件目のお宅の場合、森林部分は20mも離れていない。

(加藤課長)

そう。そこは、フォローアップ除染というスキームの中で、個別に対応する。

(井上委員)

今日調査した2件目のお宅は、宅地から20m以遠ではなく、数mだった。20mまでやるのであれば、きちんとやらなければならない。もう1つは、基準があいまいである。今日は解除に向けた議論だが、当初は、長期的な目標が(年間追加被ばく線量)1mSv以下で、20mSv以下であれば解除できるが、20mSvでは住民が帰るのには抵抗がある。そうすると、1 μ Sv/h位を基準として、今日調査した2件などは、もう少し線量を下げられないかと思う。居住制限区域だと、おそらく1 μ Sv/hを超えるところは、ホットスポットが結構あ

と思う。それを全部対応するのか、それとも、個人線量計をもって、両方で実際の被ばく線量を評価して決めるということになるのか。私は、 $1\ \mu\text{Sv/h}$ を超えるところはかなり有ると思うので、個人線量計の数値から、どのような被ばく線量になるか、両方を考慮して決めるべきと考える。

(天野委員)

除染してもあまり線量が下がらない所は、フォローアップ除染するところを拡大して実施したり、少なくとも住宅とその周辺については、線量を下げる対応をしないと、解除について納得が得られないのではないかと。

(安部委員)

空間線量率 $1\ \mu\text{Sv/h}$ を超える所は、フォローアップ除染を実施していただきたい。

(児玉委員長)

空間線量率 $1\ \mu\text{Sv/h}$ というのは、最終的な線量目標ではなく、避難指示区域内は、線量の高い所も低い所もあるが、線量が高い地域は、集中的に除染をやる必要があり、現段階では $1\ \mu\text{Sv/h}$ の達成を1つの区切りとして議論を進めるということによろしいか。

(渡部委員)

屋敷林や宅地周りは空間線量率を下げる必要があり、何度も復興庁、環境省に申し上げ、今、フォローアップ除染をやっている。 (年間追加被ばく線量) $20\ \text{mSv}$ 以下という解除の条件はあるが、線量が高い原因が分かっている所については、除染の範囲をもう少し範囲を広げて線量低減する必要がある。

(渡辺委員)

先程の環境省の資料の12-13ページの対策箇所例の1cmと1mの結果を見ても、1cmは低い、1mは高いという結果からすると、除染を実施した宅地内の除染をこれ以上進めても1mの線量は下がらない。塩沢委員がおっしゃる通り、宅地周りをきちんと除染しないと、生活圏全体の線量低減に結びつかないことが明白となった。

(藤田委員)

線量が高い原因が分かっているので、本省でしっかり検証して、最後までしっかり対応するようお願いする。

(児玉委員長)

もう1つ全体の議論として、除染について、環境省は、完全に独立した決定権があるわけではない。予算的には、復興特別税などが財源であり、仕組みとして、原子力災害対策本部の中で、環境省はここまでやれという仕組みになっているので、環境省では、予算的な縛りがある。除染を含め、原子力災害対策

については、原子力災害対策本部が全体の責任を持つようにしないとイケない。

(※市長が再入室され、委員長が市長離席中の議論を説明)

政策的に決めるとなると、復興庁や環境省や皆が集まったトップのところである原子力対策本部が責任を持ってやる仕組みに変えていかなければならない。環境省は、その実行のエージェンシーであり、環境回復に関する最高の専門家を集める必要がある。現場のことを分かっている人、最新の技術や知見を持っている人を集めないと、事故前の環境は取り戻せない。解除しても戻ってきた人が満足しない。子どもや妊婦が帰ってきて生活しないと、本当の復興ではない。

今、解除する、しないではなく、その過程を通じて国の仕組みが変わるかが復興の鍵である。そうでないと、解除になっても、ほとんどの住民は戻らないのでは、我々の考えている地域の復興にはならないのではないかとということが、しつこく懸念される。今、出ているこういう問題が、1つ1つどのように解決されるかということが、仕組みとして担保されなければならない。この間の環境省の専門家委員会の方針があまりにも酷いということで、県知事が要望書を出したと聞いているが、誰が見ても福島の方々が納得しないことを、東京で、現状を一度も見ないで、放射能や福島の専門家でない人たちが決めてしまう。その一度決められたことが後生大事な決まりになる。この仕組みを変えることが、除染の推進の鍵になる。

屋敷林の線量を下げるとするには、表土を剥ぐか客土するしかない、ずっと前から塩沢委員が言われており、我々も現場を見たり、環境省の資料でも確認しているが、それが全然動き出さない。線量を下げると必要であると、ずっと指摘されているのにも関わらず、行われなくて、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の所がたくさん残っている。原子力災害対策本部で、総理大臣が責任を持って除染を進めることが鍵になる。我々の報告書では、そのことを指摘し、必要なことがどんどん実行されるようにしないと住民が安心して戻ることができない。

(市長)

児玉委員長がおっしゃるとおり、放射性物質に対する不安払拭のためには、不安を払拭する作業を続けることが重要。同時に、住民が戻って生活を再開できる状況にすることを、市でも国でもやらなければならない。それが復興への道である。解除で賠償が打ち切られる、切られないという議論だけでなく、住民がそこに参加できる仕組みをどんどん作っていく必要がある。

(委員長)

私が、原子力災害対策本部が大事だと思い始めたのは、2013年のダスト飛散の時に、原子力規制庁、規制委員会は、責任のある対応をしなかったことからである。未だに、飛散という問題が発生したことについて、全く言い逃れ

みたいなことばかりで、規制委員会の委員長が南相馬市に来た時にも、(南相馬市で放射性濃度の基準値を超過する米が確認された事について、)山から引いた水が原因ではないかという見解を示したが、実際、地下水を引いている田もあるのだから、原子力災害対策本部で原子力について担当している者として、あまりに乱暴な議論ではないかと思う。今後、問題が発生した時に、原子力規制委員会がきちんと住民側に立って、除染や環境回復の問題も担当部署が責任を持つという仕組みにならないといけない。我々が、色々な答申を出したとき、それが実行される仕組みであることが必要と感じている。

(塩沢委員)

環境省に確認したい。宅地に隣接した森林の土壤除去、或いは客土は、除染として出来るのか？

(加藤課長)

現時点では、1回目の除染では、リター層の除去までとなる。

(塩沢委員)

それでは除染にならない。

(児玉委員)

それが分かっているけど、そこが変わるような仕組みになっていないことが問題。

(市長)

特に線量の高かった川房地区などで、住民が声を上げているは、線量が高いということ。線量の低い海側では、 $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以下の所もあれば、西側の高いところでは $1 \mu\text{Sv/h}$ 超の所もあって、10倍高いと。環境回復の取り組みを継続的にやり続けることを分かってもらう必要がある。

(児玉委員長)

解除されたが、これ以上何もやらないとしたら、とても安心して帰れない。そうすると、県境回復自体が進まなくなるという悪循環になることが心配される。本委員会は、除染に関する専門家委員会なので、放射線防護についての答申を行う。議論に移るが、その中にきちんと織り込んでいきたいと思う。

(3) 避難指示区域解除に向けた放射線防護対策に関する報告書について

事務局：岩井係長より、前段、各委員にメールで送った報告書(案)からの変更点について説明。

(児玉委員長)

子どもの環境については、 $1 \mu\text{Sv/h}$ ではなく、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下を目指すことを明記したい。

(塩沢委員)

農業用水の評価について、「水道水の放射性セシウム管理目標値：10Bq/L以下となっている」は、農業用水で10Bq/Lは安全ではないと思う。実際に農作物に影響する溶存態の濃度は、1Bq/L以下でないと言えない。実際にそれ以下になっているので安全としたほうが良い。植物が吸い上げて蒸発させる水は、それだけ多い。

(児玉委員長)

溶存性セシウムは、農作物の中に濃縮される。農業には、それだけ厳しいものが求められる。

議論としては収束してきたが、市の委員から意見はあるか。

(安部委員、渡部委員、渡辺委員、藤田委員)

なし。

(市長)

ここでは議論いただいているが、農業用水に関して、ため池の放射性物質拡散防止対策についても、いずれ議論していただきたい。

(児玉委員長)

ため池、廃棄物、仮置場、中間貯蔵施設に関しても、いずれまた、議論したい。帰還の問題とも関わってくる。自宅の前に仮置場があるというのは、普通の生活環境ではない。

まとめると、「はじめに」の文章は、書き直させていただく。先程申した仕組みのところ、国が全面的に責任を負ってやっていく仕組み、そして、必要なことが、きちんと反映される仕組みが大事であることと、今回議論した中身を付け加えさせていただく。

(副市長)

今日、かなり時間をかけた仕組みの問題は、仕組みがよろしくないということとは、「はじめに」か「総評」の中に入れていただきたい。

(児玉委員長)

冒頭に入れて、ポイントをはっきり指摘する。一番の問題は、これは復興庁、これは環境省ということではなく、原子力災害対策本部が、全体の責任をとる必要があるということ。もう1つの問題は、環境省の専門家委員会について、放射線の専門家もいないし、福島の実地のことを知っている人もいない中で、そのような人たちが議論して決める仕組みになっていること。この仕組みは変えなければならない。福島を復興させるのに、エンジンが無くて、やれお金がかかり過ぎるだけのブレーキばかりの議論で、現地が動き出そうとしても、毎回、ブレーキをかけられていることから、いつのまにか、住民どうしが対立している話に代わってしまう。専門家から見て、これが一番の問題だと思う。議論の場に、現地のことを良く知っている人もいなければ、技術の専門家もいないの

に、「環境回復検討会」という名前で、まるで商標違反みたいなことを、国がや
ってしまっている。それを変えるには、原子力災害対策本部の中で、もっと現
地を後押しする仕組みに変えていくこと。財政面でも、復興特別税という財源
がしっかりあって、そういう枠組みの中でしっかり考えていかないと、環境省
では使える予算が決まっていて、復興特別税は、復興庁が一元的に管理するよ
うになっている。私が、外から見ていて一番胸が詰まるのが、解除などの問題
で、住民どうしが意見の違いにより分裂してしまうことである。これは避けたい。
住民が一丸となって、事故の補償も受けられるようにしないといけない。

毎回、現地が動き出そうとすると、急にブレーキがかかってしまう。それを
環境省の専門家委員会が毎回やっていることに対して、怒りを覚えます。その
仕組みが変わらない限り上手くいかない。その無責任な専門家委員会というの
は、私もよく知っている東京大学の教授ですが、歴史的な公害問題があった時
に、東京大学の人たちがずっとやってきた失敗がある。それを、私共は、その
歴史的な負の遺産を背負っているから、そういうことを繰り返さないようにと
思って、ずっと努力してきているのですが、全く同じことが、今、東京で行われ、
福島の実情を見ないでやられている。ここをきちんと変えていくことが、
今回の福島の事故から復興していくために、一番皆の力を前向きに動くように
していくためには、必須ではないかと思う。例えば、「〇〇委員会」というのが
出来たら、そこが全部を決めてしまうことについては、いかがかと思う。「〇
〇委員会」は、事故を起こした当事者でもないし、国の環境政策とも関係が
無い。そんなところが決めてしまっている。それで、福島県知事の考えも全く知
らない所で決めて、南相馬市にしても意見が全く伝わらない。これでは決して
復興は上手くいかない。そのことは、本委員会でも、最良のものと実行責任を
よく考えたい。事故前の状態に戻していく仕組みを前提にして、それを作りな
がら、市として出来ることをやっていかないと、市だけで全部やろうとしても、
上手くいかないし、住民と市の意見が割れてしまう非常に難しい状態になっ
てしまう。そうならないように、除染の推進の上でも、今日の議論でも、明らか
になっている部分は是非、実行できる仕組みを作って、市の復興を応援したい
というのが、本委員会の一致した見解と思っている。

(副市長)

仕組みについて、例えば、現場では、宅地近隣の森林の除染をどうやるか、
ずっと困っているが、ガイドラインが変わらない。ガイドラインが変わらない
仕組みを変えていかないと進まない。変えるためには、国の専門家委員会に市
が話に行くか、若しくは、現場の本委員会のような場に国の方に来ていただく
か、しないといけないのではないか。

(児玉委員長)

次回の委員会には、是非、原子力災害対策本部の方や、環境省の環境回復検討会に来てもらうのが良いかもしれない。答申を垂れ流しながら、現実には、1つも責任を負わない人たちがいると、非常に変なことになる。フィードバックがかからない。東京の専門家委員会や審議会が一番の問題は、現実の声を1つも聞こうとしないこと。ここに、これまでの歴史的な失敗があるように思う。その人たちに来ていただくより、もっと責任のある復興庁や原子力災害対策本部の方にも入っていただいて、新しい仕組みを考えるとというのが、一番良い。私が見ていて、環境省として、現場ではノウハウもたまっているし、現地で良くやって下さっている。除染が最初の頃より、どんどん実行性の高いものになってきているという印象を持っている。そういう現場の良い所を、もっと伸び伸びと住民のために出来るような仕組みを整える段階に来ている。国の行政の中でも、前向きなことが行われ、ノウハウもたまって、動き出している面もある。そういうところは、もっと伸ばして、応援していきたい。副市長からご指摘があったとおり、もう少しまとまった議論の場として、本委員会の中でも議論できるようにしていきたい。特に、これからの除去物の処理などについては、前向きにならないと、出口が無い。今のまま土のう袋に詰めたまま積んであって、中間貯蔵施設はほとんど動いていないのに、30年経ったら県外に運び出す法律だけは出来ているという非常に異常な事態にある。森林の問題、除去物の処理等、専門家に来ていただいて、除染推進委員会として議論していきたい。

(井上委員)

これから、帰還者や帰還しようとする方は、除染や健康問題や色々と知りたいと思う。福島市に除染情報プラザがあるが、同じようなものを、それぞれの所に置いて、いつでも住民の相談に対応する窓口が必要だと思うが、そういうことは、別途扱うようになるか。

(児玉委員長)

避難指示区域内の復興に向けて、放射線不安の相談については、別の場で検討になると思う。

(井上委員)

別に検討する場があれば、そちらで検討いただきたい。

(市長)

分かりました。

(児玉委員長)

本委員会で全部のことに責任を持つ訳ではなくて、我々の委員会では、放射線防護に関すること、除染の推進について、中心的に議論し、それを受けてまた、進む議論もあるやに聞いている。

それでは、本日の議論を踏まえて、報告書については、修正点は最初と最後、

子どもの環境、農業用水、これらを修正し、市長に答申させていただくことでよろしいか。細かい所は、委員長と事務局で相談して、修正後のものを委員の皆さんにメールでお送りして確認いただくことでよろしいか。

(他の委員)

異議なし。

(4) 除染実施区域の農地周辺の森林除染試験施工の結果について

農地除染課：上野係長より資料に基づき説明

(児玉委員長)

ちょっと残念なのが、環境省のガイドラインのやり方では、今は線量が下がらないということは、本会でずっと議論してきた。今回、そのとおり、効果が無いことが検証された。今後、こういうことを行うときは、本会にも相談して頂きたい。今までは、市で独自にやるというより、国のガイドラインに従ってやるのが当たり前だったかもしれないが、今、国のガイドラインが、専門家から見て、現時点で決して十分なものではないという議論をした直後に、国のガイドラインどおりにやって、効果がありませんでしたと言われても、大事な税金を使う事業としていかがなものか。環境省のガイドラインに書かれていることが必ずしも最新の技術でないということを、図らずしも証明することになってしまった。新しい方法をやることに使うべきだ。

(塩沢委員)

予想された結果だが、今回、それをきちっと検証したということだと思う。更に言えば、ガイドラインに従うのではなく、表土の剥ぎ取りや客土をすると効果があるという試験をされると良かった。

(児玉委員長)

やはり仕組みがおかしい。国のガイドラインの内容が現状と合わなくなっている時に、そのままずっと除染が進み、ガイドラインの方法で効果が無いということをいうことを現場が証明しなければならないというのが、非常に無駄。

先程から、専門家委員会に専門家がいなかったことが、如実に証明されている。非常に残念だ。21世紀の日本の科学技術や行政水準は、そんなものであってはいけない。大変な事故が起きて、未だに10万人が避難されている状況での除染なので、21世紀の日本に相応しいレベルに変えていかなくてははいけない。

(事務局：田中理事)

環境省と林野庁では、県内では川内村の森林除染の結果、空間線量率が10数パーセント下がるというデータが発表されている。また、宅地等から5mの堆積有機物残さ除去も、昨年度にようやくガイドラインに盛り込まれたが、一方で、本会で委員の皆様から、残さ除去だけでは線量低減の効果は無いという

ご意見もあったので、残さ除去について、実際にやってみて、本当に下がるか確かめながら、結果として良いデータが出なければ、市民に、今、森林除染をやっても、逆効果なので、新たな対応策を待つというメッセージを発信していかないといけないということで実施した。

(児玉委員長)

それは、非常に難しい問題があると思っている。現在のやり方でだめだということを証明する事に力を入れるのではなく、こうやったら必ず上手くいくということを考え抜いてやらないといけない。そうでないと、未曾有の原発事故からの復興は出来ない。何かを始めるときに、慌ててやるという以前に、しっかり考え抜いてやらないといけない。

先程から専門家委員会が今のベスト・アンド・ブライテストを集めていないということを繰り返し申し上げているのは、そんな余力は無いということ。福島復興は、もっと瀬戸際にあって、南相馬市も若い人たちが伸び伸びと暮らせるようになるためには、環境回復が必要。これが必要だと思ったことも、もう一歩進んで、密度高く考え抜かないといけない。優れた専門的な知恵を集めないといけないという厳しい状況にあることを、よく理解いただきたい。今までの行政の水準と同じでは、とても復興は無理。若い人達が戻って来れる環境を作らなければ、福島復興はありえない。それを担っているものとしては、もう一歩考え抜いてもらいたい。ここに出ているデータは、確認のためには必要かも知れないが、前に進むためには、はっきり言って、もう一歩、工夫やどうやったら良いか考え抜くことが必要。厳しい言葉で申し訳ない。

ありがとうございました。非常に厳しい中、努力されているということは、こちら言葉が過ぎる面もあるかもしれませんが、この未曾有の災害を乗り越えるためには、最高の施策を採っていく、そのためには、何が最先端の技術で、どういうふうにしたら上手くいくか、成功の見通しをもったものやっっていくようにしないと、南相馬市の復興は難しい。

こういう結果だと、へたをすると、森林除染の意味が無いのではないかと思われてしまう。

(塩沢委員)

そのとおり。

(児玉委員長)

私が恐れるのはそのこと。やる以上は、やはり失敗は許されない。やったことを一つ一つ成功させなければならない。米の検査、魚の検査、常磐自動車道も開通したし、米の検査も、放射線審議会が無理だと言ったものが、簡単に出来た。それは、どこがちがうかというと、必ず成功させるということに力を入れること。やはり考え抜くこと。それがないと、森林の除染も非常に難しいも

のだと思っており、それをやるために、新しい知恵をもっと考えていかないと、環境省のガイドラインが駄目だということを証明しても意味が無い。地元から、最新の知恵と技術を結びつけていくことを考えないといけない。これで議事を終了する。

会 議 録 の 確 定

平成 28 年 10 月 3 日

会議録署名人

塩 沢 昌 

渡 邊 昌 徳 